

2021年4月23日
2021年4月30日改訂
2021年5月12日改訂

新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請
(ステージIV)

急速に感染が拡大し、ステージIVに到達し、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

I 期間 令和3年5月14日（金）から5月31日（月）まで

II 岡山市及び倉敷市全域における協力要請

1 飲食店等に対する協力要請

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、テリバリーを除く。カラオケボックスを含む。）については、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること。
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は、終日行わないこと。
- (3) アクリル板等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (4) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (5) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

2 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

- (1) 人流抑制の観点から、大規模な集客施設（生活必需品を取り扱う売り場を除く。）について、午後8時までの営業時間短縮に協力すること。
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は終日行わないこと。
- (3) カラオケ設備の使用を自粛すること。
- (4) 施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

III 岡山県全域における協力要請

1 県民への協力要請

- (1) 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 路上・公園等における飲酒を自粛すること。
- (4) パーベキーなど屋外における大人数による飲食を自粛すること。
- (5) 地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。

- (6) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設・店舗等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- (7) 県外との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント、集客施設等）に行くことは慎重に検討すること。特に、体調に不調を感じている場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (8) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (9) 軽い風邪の症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

2 イベント主催者への協力要請

- (1) 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限（人数上限：5,000人、収容率：大声無100%以内、大声有50%以内）の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。
- (7) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>）

3 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

4 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
 - ・職員同士の距離を確保すること。
 - ・事業場の換気を励行すること。
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
 - ・体調に不調を感じている従業員の出勤を自粛すること。
 - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。
 - ・会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること。（業務上必要で延期が困難なもの、オンラインによる開催は除く。）

(3) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

5 飲食店等への協力要請

- (1) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

6 学校への協力要請

- (1) 感染状況を踏まえ、学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生・生徒・児童の部活動、課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を行うこと。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

7 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

8 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。
- (3) コロナ患者の病床を整備すること。

9 コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請

- (1) 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること。
- (2) 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること。
- (3) コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること。

(別表)

大規模な集客施設(床面積1,000m²超の施設に限る。)

種類	主な対象施設
劇場等	劇場、映画館、演芸場等
集会場等	集会場、公会堂
展示場	展示場、貸会議室等
商業施設	百貨店、大規模小売店、ショッピングセンター等 (食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、燃料等の生活必需品の販売を営む施設を除く。)
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
運動施設 (屋外施設を除く。)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、ボウリング場、スポーツクラブ等
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター、マージャン店等
博物館等	博物館、美術館、動物園等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場等
サービス施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン等